相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市甲子園口五丁目一四番地
最後の住所兵庫県西宮市甲子園口五丁目一四番
被相続人　亡　森園　辰己
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

事務所　鹿児島市山下町一二番五号　藤崎ビル二階森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大毛　裕貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県浦添市字経塚八一一番地八九
最後の住所沖縄県浦添市経塚一丁目一三番一四
被相続人　亡　松川　秀喜
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

沖縄県島尻郡南風原町字宮城一八六番地二
相続財産管理人　比嘉　良泉

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年五月二十一日

一、墳墓等所在地　愛媛県東温市志津川四一一六
一、墳墓等の名称　志津川公有墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　愛媛県東温市志津川二四九番地一　志津川公有墓地管理委員会
委員長　渡部　宗清

債権申出の公告

当社は、平成二十七年二月十九日付けで破産手続が終結しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年二月二十三日、松山地方裁判所（平成二十七年（ヒ）第三号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

愛媛県伊予市下吾川一〇三二の一
エイ・エヌ・エヌ保険サービス有限会社
清算人　弁護士　中尾　英二
連絡先　愛媛県松山市三番町七丁目二三の一三ミツネビル八〇二号　愛媛法律事務所

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 27 年 5 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ゆうエージェンシー　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－3957号　④株式会社ゆうエージェンシー　東京都新宿区新宿六丁目24番20号　代表取締役　吉野由理子　⑤本社営業所　東京都新宿区新宿六丁目24番20号Ｗｅｌｓｈｉｐ東新宿ビル地下１階　⑥平成８年７月３日　⑧平成27年４月15日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区新宿六丁目24番20号　株式会社ゆうエージェンシー　代表取締役　吉野由理子

Ｂ　①株式会社旅電トラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2764号　④株式会社旅電トラベル　東京都港区新橋六丁目12番３号　代表取締役　中江通裕　⑤本社営業所　東京都港区新橋６丁目12番３号正和恒産ビル　⑥昭和62年10月21日　⑧平成27年４月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区新橋六丁目12番３号　株式会社旅電トラベル　代表取締役　中江通裕

Ｂ　①株式会社ユウワビジネス　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5307号　④株式会社ユウワビジネス　東京都千代田区神田須田町一丁目１番地　代表取締役　大島裕二　⑤本社営業所　東京都千代田区神田須田町一丁目１番地神田須田町スクエアビル６階　⑥平成15年４月15日　⑧平成27年４月20日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田淡路町一丁目23番地５　株式会社ユウワビジネス　代表取締役　大島裕二

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 27 年 5 月 21 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。